大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和7年10月21日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融 課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和7年10月21日

岐阜県知事 江崎 禎英

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地SUPER CENTER PLANT-6 瑞穂店瑞穂市犀川五丁目38番 外125筆大垣市墨俣町さい川184番 外65筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社 PLANT

代表取締役 三ツ田 泰二

福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社 PLANT	株式会社 PLANT
代表取締役 三ツ田 佳史	代表取締役 三ツ田 泰二
福井県坂井市坂井町下新庄15号8番	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番
地の 1	地の1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社 PLANT	株式会社 PLANT
代表取締役 三ツ田 佳史	代表取締役 三ツ田 泰二
福井県坂井市坂井町下新庄15号8番	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番
地の 1	地の1

4 届出年月日

令和7年10月16日